

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

本プロポーザルは、令和8年度契約にかかる準備行為であり、契約の締結は本事業にかかる予算の議決が得られることを条件とします。

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年12月22日

世田谷区

### 1 件名

世田谷区子ども・若者参加型プラットフォーム構築運用業務委託

### 2 事業概要

令和7年4月に施行された「世田谷区子どもの権利条例」第15条に定めた「子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や思いの尊重」を踏まえ、より多くの、また、多様な子ども・若者がオンラインで参加し、意見表明をする機会を提供するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、サービス提供事業者からの提案を募る。

### 3 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日まで（予定）

※ただし、契約は単年度ごととし、各年度における本事業の予算配当があり、かつ、令和9年度以降の契約については前年度の履行状況が良好であることを契約の条件とする。

### 4 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 世田谷区から指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- (3) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメント（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得している又は取得申請中であること。
- (8) 「世田谷区子ども・若者参加型プラットフォーム構築運用業務委託審査委員会」委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

(9) 区の委託契約約款や、「電算処理の業務委託契約の特記事項（兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託の特記事項）」に基づき契約できること。

## 5 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者にはプロポーザル招請通知を送付する。

## 6 提案書を特定するための評価基準

本プロポーザルでは、主に以下の評価基準に基づき審査を行う。

(1) 以下の基準により審査を行う。

①世田谷区子ども・若者参加型プラットフォーム構築運用業務委託提案要求説明書「13 提案書により提案等を求める事項」について

- (i) 「(1) 世田谷区の子ども・若者施策及び本プラットフォームを活用するユースカウンシル事業に関する認識について」の内容
- (ii) 「(2) 区が求める機能について」に記載した事項の実現可能性
- (iii) 「(3) 基本的な仕様について」の内容
- (iv) 「(4) 運用支援体制について」の内容
- (v) 「(5) 同種・類似業務の実績」の内容
- (vi) 「(6) 個人情報保護、事故防止、苦情処理の対策等」の内容
- (vii) 「(7) その他」の内容

②プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

(2) 上記(1)の基準のほか、以下の点の適否についても審査を行う。

①法人の経営状態が健全であり、本事業の受託に堪えられるものであること。

②経費見積もりの金額及び内容が妥当なものであること、また区の提案限度額を超えないこと。

## 7 審査

プレゼンテーションの内容について上記6の評価基準に基づき審査し、1者を特定する。

なお、5者以上から応募があった場合は、事前審査として提案書について一次書類審査を行い、その上位3者程度を選定する。

※審査の結果、一定の基準を超える提案事業者が存在しなかった場合は、候補者の特定を行わないものとする。

審査においては、上記6の評価基準に基づき提案書、プレゼンテーションを評価し、当該事業及びそれに付随する費用の見積書を含めて総合的に評価した結果、最も優れた業者に委託契約締結の優先交渉権を付与することとする。

※選定結果は、文書で通知する。

※提出書類の内容等について、必要に応じて説明を求める場合がある。

(1) 一次書類審査

① 審査期間

令和8年2月5日（木）～2月9日（月）

② 審査結果の通知

令和8年2月12日（木）に、本プロポーザルに応募したすべての事業者へ郵

送にて通知する。

(2) プレゼンテーション

一次書類審査を通過した事業者を対象に、プレゼンテーションによる審査を行う（1事業者30分程度）。日時等の詳細は、書類審査の結果通知に併せて連絡する。プレゼンテーションにおいては、実際の機器を用いたデモンストレーションを含んだ構成とともに、審査員が機器を操作できる環境を整えること。

※令和8年2月24日（火）午後、世田谷区役所本庁舎にて実施予定

(3) 結果の通知と公表

審査の結果については、令和8年3月5日（木）に文書で発送する。また、区は選定事業者名及び審査結果について、必要に応じて公表することができるものとする。

## 8 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当

住 所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33

世田谷区役所西棟3階305番窓口

電 話：03-5432-2585

(2) 説明書の交付期間及び方法

期 間：令和7年12月22日（月）～令和8年1月14日（水）【17時まで】

方 法：世田谷区ホームページで公開する。

世田谷区ホームページトップ画面⇒事業者の方へ

⇒契約情報・入札情報

(3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

期 間：令和7年12月22日（月）～令和8年1月14日（水）【17時必着】

場 所：上記（1）と同じ

方 法：窓口に持参もしくは郵送（簡易書留又はレターパックに限り可とする。）  
で1部提出すること。

(4) 財務関係書類の提出期間、場所及び方法

上記（3）参加表明書に同封すること。

(5) 提案書の提出期間、場所及び方法

期 間：令和8年1月15日（木）～2月4日（水）【17時必着】

場 所：上記（1）と同じ

方 法：窓口に持参もしくは郵送（簡易書留又はレターパックに限る。）で原本1  
部、副本3部を提出すること。

## 9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との  
随意契約により締結する予定の有無：無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口：8（1）と同じ

- (6) 参加申込書及び提案書の作成並びに提出にかかる業者の費用については、世田谷区では一切負担しない。
- (7) 本選定の過程において業者から提出された資料等については返却しない。
- (8) 透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例（平成13年3月13日、世田谷区条例第6号）の規定に基づき第三者に開示する場合がある。
- (9) 事業者選定後、世田谷区と優先交渉権を付与された事業者の協議により、最終的な仕様を決定し、後日契約する。本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、区は提案書の内容に拘束されないものとする。
- (10) 詳細は、「世田谷区子ども・若者参加型プラットフォーム構築運用業務委託提案要求説明書」による。